

様式第5号（第7条関係）

第18回 前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

| | | |
|----------------------|---|---|
| 開催日 | 平成27年 7月 6日（月） | |
| 開催場所 | 市役所3階 33会議室 | |
| 出席委員 | 紺正行委員長、今井昌子委員、植木康夫委員、岡野素之委員、西巻佐和子委員 | |
| 欠席委員 | なし | |
| 審議対象期間 | 平成26年10月 1日 ～平成27年 3月31日 | |
| 抽出案件 | 件数 | 今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。 |
| 条件付き一般競争入札 | 1 | <p>1 入札及び契約手続きの運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行った。</p> <p>2 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。</p> <p>3 平成26年度下半期発注工事等の審議について 西巻委員より抽出された5件の工事について、前橋入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。</p> <p>4 その他 (1) 入札監視委員会の委員の任期について 平成27年8月31日をもって、任期満了。次期任期については、再任も含め関係団体を通じて確認していく。 (2) 次回入札監視委員会の開催予定について 平成27年9月3日（木）を予定。</p> |
| 簡易型条件付き一般競争入札 | | |
| 公募型指名競争入札 | | |
| 指名競争入札 | 3 | |
| 随意契約 | 1 | |
| 合計 | 5 | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | 回答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見具申の内容 | <p>・ 予定価格超過等で実質競争が1者になっている案件がある。担当課が原因を分析して書面で提出するなど、競争性を確保するための方策を考えてほしい。</p> <p>・ 指名をする際に重視した事項の理由が分かりづらい。透明化を図る工夫が必要である。</p> | |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・同時期に同様の工事を分割して発注している。同様の工事が増加すると予定価格が分かりやすくなり、競争性が阻害される。競争性を考慮した効率的な発注をしてほしい。 |
|--|--|

別紙

| 質問 | 回答 |
|--|--|
| 入札及び契約手続きの運用状況等について | |
| <p>【委員】</p> <p>簡易型条件付き一般競争入札の対象となる設計金額の改正については、特例措置の廃止が予定どおり行われたということか。</p> | <p>【事務局】</p> <p>そのとおりです。徐々に一般競争入札の対象を拡大していきたいと考えています。</p> |
| <p>富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館改修機械設備工事 入札方式：条件付き一般競争入札 工 種：管 A 契約金額：132,000千円(税抜き)</p> | |
| <p>【委員】</p> <p>機械改修とのことだが、当初の機械設置はどこが行ったのか。</p> | <p>【事務局】</p> <p>機械設置は和田設備工業が行っています。</p> |
| <p>【委員】</p> <p>落札した和田設備工業以外は、予定価格超過である。一般競争入札を行っているのに、なぜ、1者になってしまうのか。このことをどう考えているのか。</p> | <p>【事務局】</p> <p>当初に機械設置をしている和田設備工業が機械と現場のことを熟知しているので、落札できたと考えます。</p> |
| <p>【委員】</p> <p>積算をする際に現場を見ることはできるのか。</p> | <p>【事務局】</p> <p>できます。ただ、入札の期間で現場を熟知することは難しいと考えます。</p> |
| <p>【委員】</p> <p>機械は、設計基準がないので、市側では、見積りを徴取する以外価格を知る手段はないのか。</p> | <p>【事務局】</p> <p>土木のように明確な設計基準がありませんので、予定価格を算出するにあたり見積りを徴取しています。メーカー等を含め3者程度から徴取し、価格の低いものを予定価格として採用しています。</p> |
| <p>【委員】</p> <p>当初設置した業者が落札するのであれば、改修については随意契約にして当初の業者が見積もった方が、価格が下げら</p> | <p>【事務局】</p> <p>随意契約については、慎重に行っており、まずは、競争が原則であると考えています。これから、ご意見を参考に考えてい</p> |

| | |
|--|--|
| <p>れるのではないか。指名競争と随意契約を見極めて割り切って発注していくことも必要と考える。</p> | <p>きたいと思います。</p> |
| <p>2 込皆戸第1マンホールポンプ施設ほか5箇所 水中ポンプ改修工事 入札方式：指名競争入札 工 種：機械器具設置 契約金額：12,700千円(税抜き)</p> | |
| <p>【委員】 指名可能な業者が20者だが、10者しか指名していないのは、手持ち工事の関係か。</p> | <p>【事務局】 機械器具設置の場合は、下水・上水・清掃と得意分野が分かれておりこの工事の分野は10者程度で、手持ち工事を考慮して10者の指名となりました。</p> |
| <p>【委員】 地理的条件は、付けないのか。地理的条件を付ける基準はなにか。</p> | <p>【事務局】 機械器具設置は、業者数が少なく得意分野を考慮すると、10者程度しか業者がないため地理的条件は付けません。</p> |
| <p>指名する際に何を重視しているのか。その部分が不透明で分かりづらい。入札価格についても数字がきれいに並んでおり疑問が残る。透明化することが大事だと考える。</p> | <p>価格については、高落札率であった工事について、落札した業者以外に積算内容を確認するなど、調査を始めたところです。</p> |
| <p>3 元総社北小学校体育館吊り天井撤去ほか工事 入札方式：指名競争入札 工 種：建築一式 B 契約金額：28,700千円(税抜き)</p> | |
| <p>【委員】 同時期に同じような工事が発注されている。指名した業者は、重複しているのか。</p> | <p>【事務局】 重複して指名した業者もあります。</p> |
| <p>【委員】 撤去工事なので解体に近いと考える。業者選定理由に技術的適正を重視したとあるが、なぜ撤去工事に技術的適性を重視する必要があるのか。</p> | <p>【事務局】 撤去工事ではありますが、撤去後に壁や電気等を工事しますので、総合的に建築工事の業種と考え、技術的適正を重視しました。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>4 永明地区 公共下水道工事（単管汚水特第4号）</p> <p>入札方式：指名競争入札</p> <p>工 種：土木一式 B</p> <p>契約金額：9,700千円(税抜き)</p> | |
| <p>【委員】</p> <p>全ての業者が予定価格内で入札しており実質的競争がなされている。よって落札率が低くなっている。</p> <p>選定理由で技術的適正は重視しなかったのか。</p> | <p>【事務局】</p> <p>工事内容が比較的簡易なものですので、地理的条件のみを重視して指名しました。</p> |
| <p>5 広瀬第四団地SE棟エレベーター改修工事</p> <p>入札方式：随意契約</p> <p>工 種：機械器具設置</p> <p>契約金額：10,800千円（税抜き）</p> | |
| <p>【委員】</p> <p>見積り金額は、どのように算出しているのか。</p> | <p>【事務局】</p> <p>随意契約予定業者に見積りを出させ、他の市営住宅の別業者の見積もり等を参考に、市側で内容を精査して価格を決めています。</p> |